

## 新興市場の概要

各証券取引所の新興市場（マザーズ、ヘラクレス・グロース、セントレックス、アンビシヤス、Q-Board）は、今後成長性が見込まれる企業が対象となっており、既存市場（取引所市場 1 部、2 部）と比べて、事業基盤が十分に確立する前の段階の会社（いわゆる「ベンチャー企業」）等が上場されております。

お取引の際は新興市場の特徴を充分にご理解のうえ、ご自身の判断と責任でお取引ください。

（なお、当社におきましては、東京証券取引所のマザーズおよび大阪証券取引所のヘラクレス以外の新興市場は取り扱いをしております。）

### マザーズの上場制度の概要

#### ●マザーズの概要

今後の成長可能性が期待される企業が上場対象となっています。マザーズには、新興市場向け市場の性格として、事業基盤が十分に確立する前の段階の会社が上場されます。

#### ●マザーズ上場基準

1. 上場時 1,000 単位以上の公募及び売出し（ただし公募は最低 500 単位以上）を行うこと。
2. 上場時の公募及び売出しにより新たに 300 人以上の株主をつくること。
3. 成長事業に係る売上高を計上していること。
4. 時価総額が 10 億円以上となること。
5. 開示される財務諸表に係る監査意見が「適正」であること。

などが設けられており、新興企業向け市場の性格上、既存の市場第一部・第二部のような設立後経過年数、利益の額及び株主資本の額についての基準は設けておりません。

また、上場審査については、同様の理由から、市場第一部・第二部のような上場会社の継続性や収益性に関する審査を行うことが困難なため、事業計画の策定プロセスに明らかに合理性に欠ける点がないかどうかの確認をしたうえで、企業内容等の開示の適切性や企業経営の健全性に重点を置いた審査を行っております。

#### ●マザーズ上場会社のディスクロージャー

1. 上場会社は決算・半期決算に加えて四半期の財務・業績概況（公認会計士による意見表明付き）の開示が義務づけられています。
2. 上場後 3 年間は、会社説明会を 2 回以上開催することが義務づけられています。

### ヘラクレス・グロースの上場制度の概要

#### ●ヘラクレス・グロースの概要

ヘラクレスには、質的に優れた高成長企業を対象とする「スタンダード」と、事業規模は

小さいが潜在的成長性に富んだ新興企業を対象とする「グロース」の2種類があります。したがってヘラクレス・グロース上場銘柄の投資に当たっては、市場の特徴を充分ご理解いただきますようお願いいたします。

●ヘラクレス・グロースの上場基準

1. 上場時純資産 4 億円以上または時価総額 50 億円以上または利益の額 7,500 万円以上
2. 公開株式数 500 単位以上
3. 株主数 300 人以上
4. 設立経過年数 1 年以上または時価総額 50 億円以上

などが設けられております。上場審査は、企業経営の健全性や企業内容の適正性等を審査し、企業の収益性及び継続性は審査項目としておりません。

●ヘラクレス・グロース上場会社のディスクロージャー

1. 四半期報告書の提出
2. 決算短信においてMD&A及びコーポレートガバナンスの記載

本資料は、各証券取引所のホームページに公表されている資料を基に作成しております。

本資料は、取引を推奨するものではなく、新興市場銘柄を取引する際のリスク情報を提供する目的で作成しております。お取引に関してはご自身の判断と責任において行ってください。なお詳細については各証券取引所のホームページ等をご覧ください。

東京証券取引所（マザーズ）：<http://www.tse.or.jp/>

大阪証券取引所（ヘラクレス）：<http://www.ose.or.jp/>